

令和3年第4回東広島市議会定例会について

1 会 期

令和3年11月29日（月）から12月16日（木）まで（18日間）

2 一般質問

(1) 日 程

令和3年12月7日（火）から12月10日（金）まで

(2) 質問者、質問項目（教育委員会関係）

別紙のとおり。

3 議案等（教育委員会関係）

(1) 報告事項

ア 令和2年度「東広島市立の小中学校における生徒指導上の諸課題」の現状について

(2) 議案

ア 東広島市立学校設置条例及び東広島市使用料条例の一部改正について

イ 公の施設の指定管理者の指定について

(ア) 東広島市市民文化センター

(イ) 黒瀬屋内プール

(ウ) 黒瀬市民グラウンド

(エ) 黒瀬多目的グラウンド

(オ) 安芸津市民グラウンド

(カ) 東広島市黒瀬B & G海洋センター

(キ) 東広島市安芸津B & G海洋センター

ウ 東広島市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

エ 令和3年度東広島市一般会計補正予算（第8号）（教育委員会関係分）

令和3年第4回東広島市議会 教育委員会関係一般質問

質問者	質問項目	担当	答弁者
重光 秋治	<p>1 学校教育について</p> <p>(1) 子ども達への哲学教育について</p> <p>ア 子ども達への哲学教育について本市の認識を伺う。</p> <p>イ 子ども達の「考える力」「話し合う力」をのばす教育は、本市ではどのように行われているのか伺う。</p> <p>(2) いじめについて</p> <p>ア 児童及び保護者に対して定期的かつ継続的なアンケートや面談を行うと答弁されていたが、実施状況について伺う。</p> <p>イ SNS内で起こるいじめについてどのように認識・指導されているのか伺う。</p> <p>ウ いじめについて「子ども達にみずから考える機会を作る」と答弁されていたが状況を伺う。</p>	学校教育部	教育長
貞岩 敬	<p>1 学校教育について</p> <p>(1) 学校教員の現状について</p> <p>ア 現在、本市において各学校で若い教員を指導することのできる中堅の教員を適正に配置することができているか伺う。</p> <p>イ 指導課内にスクールサポートセンターが設置されているが、現段階での教育課題に適切に応じることができるよう機能しているか伺う。</p> <p>ウ 令和元年12月に「スクールサポートセンターを発展させ、将来的に学校支援センターの設立をめざす」との方針が示されたが現在の進捗状況を伺う。</p>	学校教育部	教育長
中川 修	<p>1 やさしい未来都市・東広島～スマートシティ構想～について</p> <p>(2) 「やさしい未来都市・東広島」を実現するため、デジタル技術を基礎としたサービス展開の現状について</p> <p>エ 教育分野では、個別最適化学習が行われ、世界とつながりグローバル化社会で通用する人材の育成の実現を掲げ、現在タブレットを児童一人一人に配布し授業を行っていると思われるが、その効果と課題について伺う。</p>	学校教育部	学校教育部長
田坂 武文	<p>2 公共施設の適正管理について</p> <p>(1) 市内小中学校に設置されている石碑について</p> <p>ア 小中学校に設置されている石碑について伺う。</p>	学校教育部	学校教育部長
奥谷 求	<p>2 甞れ地域の拠点、未来につながる持続可能な公共施設を目指して</p> <p>(1) 公共施設の有効活用について</p> <p>ウ 施設の集約化等や児童・生徒減により稼働率が低下している小・中学校のグラウンド施設などについて、各種スポーツの本市の拠点とするような考えはないか、見解を伺う。</p>	生涯学習部	市長
北林 光昭	<p>1 東広島市の健康づくり事業について</p> <p>(1) 健康づくり事業と事業推進における生涯学習の考え方について</p> <p>エ フレイル予防に効果的と認められるウォーキングへの取組みとして、観光・スポーツ振興・公園管理・心身の健康づくりといった多岐にわたる目的で事業が捉えられている。そこで事業を実施する部局間同士の連携をどのように強化し、既存コースの整備や新たなコース指定、歩道の整備等をどのように進めてきたのか伺う。</p> <p>オ フレイル予防に効果的な高齢者の社会参加について、端的には地域サロンや熟年大学等への出席が考えられる。そのような学びの場は本市生涯学習推進計画の中でどのような位置づけとなるのか。</p> <p>カ フレイル予防という行政から住民の皆さんに事業の投げかけを行う考え方は、生涯学習事業の組み立てそのものである。生涯学習の充実が行政課題の解決に寄与するとの考え方に対する認識を伺う。</p>	生涯学習部 健康福祉部 都市部	生涯学習部長

答弁内容（令和3年第4回定例会）

■ 質問者
■ 質問事項

重光議員

■ 担当

学校教育部

1 学校教育について

（1）子ども達への哲学教育について

ア 子ども達への哲学教育について本市の認識を伺う。

イ 子ども達の「考える力」「話し合う力」をのばす教育は、本市ではどのように行われているのか伺う。

（2）いじめについて

ア 児童及び保護者に対して定期的かつ継続的なアンケートや面談を行うと答弁されていたが、実施状況について伺う。

イ SNS内で起こるいじめについてどのように認識・指導されているのか伺う。

ウ いじめについて「子ども達にみずから考える機会を作る」と答弁されていたが状況を伺う。

■ 質問要旨

（1）古くから、物事を抽象的に考える能力は早期の子どもには表れないと考えられてきた。しかし、近年、国内外で子ども達への哲学教育が研究・実施され、早い時期に抽象的に物事を理解する能力をはぐくんでゆく教育が注目されつつある。

ア 近年、複数の哲学者や教育研究者により、早い段階から哲学的な考え方に触れることは、子どもの発達において思考力や対話力を伸ばすうえで有効であると考えられるようになり、国内外で注目されつつある。日本でも複数の大学教授によるワークショップが開催されたり、子ども哲学に関する多くの図書が販売され、さらにはテレビ番組にも組まれるなど関心が高いところであるが、子ども達への哲学教育について本市ではどのような認識を持っているのか伺う。

イ 哲学教育につながる可能性として、子ども達の「考える力」「話し合う力」をのばす教育は、本市ではどのように行われているのか伺う。

（2）本市は国の定めるいじめ防止対策推進法に基づき、いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる問題」として認識され、市内の全小中学校において未然防止に積極的な取り組みがなされている。

ア いじめが原因の事件が発生すると一斉にメディア報道され、まるでいじめが急激に増加し、凶悪化してきたかのように感じてしまう。一例として、国立教育政策研究所がいくつかの学校を対象にした「いじめ追跡調査」によると、ここ20年の発生件数はおおむね横ばいであるという報告がなされている。他にもアンケート事例があるようだが、少なくともメディア報道された年に急増したという判断は誤りであると考えられる。これらの調査結果から、私たちは「常にいじめは起こる」という認識を持つ必要があると考えられる。

以前、児童及び保護者に対して定期的かつ継続的なアンケートや面談を行うと答弁されたが、実施状況について伺う。

イ SNS内で起こるいじめについてどのように認識・指導されているのか伺う。

ウ いじめについて「子ども達にみずから考える機会を作る」と答弁されていたが状況を伺う。

● 答弁

はじめに、子ども達への哲学教育についての本市の認識についてでございます。

アメリカのマシュー・リップマンは、1970年代に、対話による哲学の教育方法である「子どもの哲学」を提唱しました。これは、子ども自身が哲学的なテーマについて自由に対話することを通して、思考を深め、日常の価値や意味を見直すという試みです。アメリカ、ヨーロッパ、アジア、中東のいくつかの国では、中学校、高等学校だけではなく、小学校、幼稚園で実践されています。フランスでは、幼稚園の園児が哲学的な正解のない問いについて、自分たちで考え、話し合いをする取組も行われています。

日本においてもここ10年ほどで、道徳教育に哲学的な思考や対話を導入しようとする研究が、一部の小中学校においても進められています。道徳教育は、学習指導要領解説「特別の教科 道徳編」で、

答弁内容（令和3年第4回定例会）

「発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う『考える道徳』、『議論する道徳』へと転換を図るものである」と示されています。

これからの予測不可能な時代を生きていく子ども達には、自らの人生や社会における答えが定まっていない問いを受け止め、多様な他者と議論を重ねて探究し、納得解を得るための資質・能力が求められています。この「考え、議論する」道徳を推進する中で、哲学的な思考と対話などの手法を取り入れることは、有効な指導方法の一つであると考えております。

次に、子ども達の「考える力」や「話し合う力」をのばす教育をどのように行っているのかについてでございます。

現在、学校においては、主体的・対話的で深い学びの視点から、授業改善を行い、子ども達の思考力、判断力、表現力などの育成を行っております。哲学教育につながる可能性のある「考える力」や「話し合う力」については、「考え、議論する」道徳の中で、育成できるものと考えております。

「自分ならどうするか」という考えをもったうえで、自分とは異なる意見をもつ他者と議論することを通して、道徳的価値を多面的・多角的に考えさせていきます。また、ここでは、他者との意見の一致や解決策を見つけることが目的ではなく、自分自身との関わりの中で深く考えることが大切になります。

例えば、「なぜ、きまりを守らないといけないのか」「なぜ、きまりが必要なのか」などについて、自分たちのことを自分たちで考えさせ、言葉にし、語ることを通して、きまりを自律的に定め、守ることの大切さを考えさせています。

こうした「考え、議論する」道徳は、哲学教育として行っているわけではありませんが、哲学的な思考と対話の手法については、参考となる指導方法であると考えております。

次に、いじめについて、ご答弁申し上げます。

はじめに、いじめに係る児童生徒及び保護者に対しての定期的かつ継続的なアンケートと面談の実施状況についてでございます。

いじめの早期発見に係るアンケートは、全ての児童生徒及び保護者を対象に、学校の実態に応じて、年間2回から3回、多い学校では4回以上実施しております。また、児童生徒への個人面談も、全小中学校で行っており、児童生徒の実態に応じて、学級担任だけではなく、スクールカウンセラーや心のサポーターが加わるなどの工夫を行っております。

次に、SNS内で起こるいじめについての認識と指導についてでございます。

SNS内で起こるいじめについては、インターネット上の誹謗中傷や仲間外しなど、表面化しにくく、学校だけでは認知することが困難なケースもあると認識しております。このため、いじめの認知にあたっては、アンケート、本人や保護者からの訴え、教職員による日々の見守りや声かけなど、幅広い取組が必要になります。SNSを介したいじめは、発覚した時点ですでに多くの児童生徒に広がっている場合や校外で起こっている場合や、実態把握や指導に時間と労力を要することもあります。学校と直接関係のない場所で起こっている場合があるため、教職員が関係機関等とも連携しながら、できる限り迅速に対処することとしております。

次に、いじめについて、子ども達に自ら考える機会を作ることについてでございます。

いじめをなくしていくためには、児童生徒自身が自律して、自分たちでいじめのない学校を目指して

答弁内容（令和3年第4回定例会）

取り組んでいくことが重要です。このため、教育委員会では、児童会や生徒会が中心となっていく取組を支援しております。

児童会や生徒会が中心となった取組としましては、例えば、小学校では友達のいいところや友達との関わりで嬉しかったことなどをカードに記入し、掲示することで、自己肯定感を高めたり、支え合えあったりする集団づくりを行っています。また、小中学校で、標語、スローガン、ポスターを作成し、いじめ撲滅に向けた取組につなげております。その他にも、「特別の教科 道徳」で、思いやりや相互理解などについて、自ら考える機会を作っております。

今後も、全ての児童生徒が安心・安全で健やかな成長ができるように、いじめ防止の取組を充実させていきたいと考えております。

答弁内容（令和3年第4回定例会）

■質問者
■質問事項

貞岩議員

■担当

学校教育部

1 学校教育について

（1）学校教員の現状について

- ア 現在、本市において各学校で若い教員を指導することのできる中堅の教員を適正に配置することができているか伺う。
- イ 指導課内にスクールサポートセンターが設置されているが、現段階での教育課題に適切に応じることができるよう機能しているのか、伺う。
- ウ 令和元年12月に「スクールサポートセンターを発展させ、将来的に学校支援センターの設立をめざす」との方針が示されたが、現在の進捗状況を伺う。

■質問要旨

ここ数年、学校の教員が大量に定年退職をむかえ、指導力のある中堅の教員が少なくなってきているのではと危惧している。

ア 現在、本市において各学校で若い教員を指導することのできる中堅の教員を適正に配置することができているか伺う。

教員の年齢構成を見ると、教育的力量が高い教員が大量に定年退職を迎える時期になったため、学校の先生の年齢構成が若くなり、学校運営に支障をきたしていると聞く。学校において教員は、先輩の教員から学級集団づくりのノウハウや学習指導・授業の進め方のノウハウを学び、それを実践していくが、その先輩教員が少ない場合は、自分で何とかするしかなく、そのためにうまく機能しない場合もある。

そこで、現在、本市において各学校で若い教員を指導することができている中堅教員を適正に配置することができているのか、伺う。

イ 指導課内にスクールサポートセンターが設置されているが、現段階での教育課題に適切に応じることができるよう機能しているか伺う。

学級集団づくりや学習指導などに悩む若い教員の支援のために、指導課内にスクールサポートセンターが設置されているが、それは現段階の教育課題に適切に応じることができるよう機能しているのか、伺う。

ウ 令和元年12月に「スクールサポートセンターを発展させ、将来的に学校支援センターの設立をめざす」との方針が示されたが、現在の進捗状況を伺う。

●答弁

はじめに、現在、本市の各学校で若い教員を指導することのできる中堅の教員を適正に配置することができているかについてでございます。

議員ご指摘のとおり、東広島市におきましても、再任用者を含む50歳以上の教諭の割合は、小学校で28%、中学校で36%であり、今後、多くの教諭が定年退職を迎える状況があり、若手教員の人材育成に大変危惧しているところでございます。

市立小中学校の教職員の配置につきましては、学校長とのヒアリングの機会を何度も設け、新規採用者の配置や主任等の経験、経験年数等を考慮し、配置しております。しかしながら、中堅の教員の絶対数が少ないため、学校によっては、年齢構成の偏りが生じる場合もございます。

今後も、若い教職員を指導できる中堅職員の適正な配置を目指してまいります。

次に、指導課内に設置しているスクールサポートセンターが、現段階での教育課題に適切に応じることができるよう機能しているかについてでございます。

指導課で行っているスクールサポート事業では、「小中学校の要望に応じて、豊富な経験や優れた技能、指導力を有する退職教員等を学校支援者として派遣し、相談・支援活動を実施することにより、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保するとともに、教職員の指導力を向上させ、学校教育力の一層の充実を図る。」ことを目的としております。

答弁内容（令和3年第4回定例会）

現在、スクールサポーターとして147名の退職教員を登録しており、同じく退職教員であるスクールサポートコーディネーター1名が中心となって退職教員を学校に派遣しています。

学校の要望に応じて、退職教員のもつ経験や技能を生かす形で、さまざまな支援を行っていますが、単発的な作業支援にとどまることが多く、計画的に教職員の指導力を向上させることや学校の教育力を充実させるまでには至っていないのが現状です。また、スクールサポートコーディネーター1名で運営している、その体制の強化も必要となっております。

次に、学校支援センターの設立に向けての現在の進捗状況についてでございます。

令和元年12月に策定した「学校における働き方改革取組方針」において、学校・教職員が本来担うべき業務に専念できる環境の整備の一つとして、「スクールサポートセンターを発展させ、将来的に学校支援センターの設立をめざす」との取組内容を設定いたしました。

この度、11月30日に開催されました令和3年度東広島市総合教育会議において、個別最適な学びの実現、GIGAスクールの推進、若年層の人材育成、授業に専念できる環境の整備などの学校教育における今日的課題が議論され、教職員や学校を支援する体制を整え強化することについての意見交換も行われました。

こうした議論を受け、計画を前倒しし、経験豊富な退職教員で構成する「学校支援センター」を早急に設置し、より機能的に学校支援を行う体制を整えていきたいと考えております。

答弁内容（令和3年第4回定例会）

- 質問者 中川議員 ■担当 学校教育部
- 質問事項 1 やさしい未来都市・東広島 ～スマートシティ構想～について
(2)「やさしい未来都市・東広島」を実現するため、デジタル技術を基礎としたサービス展開の現状について
エ 教育分野では、個別最適化学習が行われ、世界とつながり、グローバル化社会で通用する人材の育成の実現を掲げ、現在タブレットを児童一人一人に配布し授業を行っていると思われるが、その効果と課題について問う。

■質問要旨

スマートシティ構築のために、デジタル技術を基礎として先行したサービスを5分野で展開することとされている。

エ 教育分野では個別最適化学習が行われ、世界とつながり、グローバル化社会で通用する人材の育成の実現を掲げ、現在タブレットを児童一人一人に配布し授業を行っていると思われるが、その効果と課題について問う。

現在タブレットを児童一人一人に配布し、授業を行っていると思われるが、その効果と課題について、伺う。課題として、児童生徒間のショートメッセージでのいじめが時折問題視されているが、本市において実態はどうか、また、この件について対応をとられているのであれば、その内容について、伺う。

●答弁

本市ではGIGAスクール構想の推進にあたり、昨年1月からタブレット端末を活用した授業が行われ、その中で様々な実践を展開しているところでございます。

例えば、デジタルドリルを活用して児童生徒一人一人の学習到達度を把握し、課題となる内容に集中的に取り組みせる学習や、体づくり運動アプリを活用し、体力向上に係る練習メニューを生徒自身が計画して実践する学習、掲示板アプリ等を活用し、児童生徒一人一人の考えを学級全体で共有・比較・検討して学びを深める学習、共同編集アプリを活用して資料や作品をグループで作成する学習、デジタル百科事典を活用した調べ学習等を行っております。

このような実践事例を、情報教育推進室が毎週全学校に配信しており、その数はこれまでに約30事例ございます。

また、広島大学と連携し、市内の小学校と学習対象となる施設や地域等をつないだ遠隔授業を実施しております。一例を申し上げますと、7月に実施した遠隔授業では、市内の小学校13校29学級910人の3年生がオンラインでつながり、大学院生による現地からのレポートや、参加者全員が自分のタブレット端末から回答するクイズ等を交えながら学習しました。この実践は他市町では見られないタブレット端末を活用した特徴的な実践として、広島県教育委員会の広報紙でも紹介されております。

さらに、夏休み明けの緊急事態宣言の期間延長時には、小学校3年生以上がタブレット端末を家庭に持ち帰り、学校との同時双方向型のオンライン学習を市内の全小中学校において実施致しました。このオンライン学習には、普段学校に行きにくい児童生徒も参加し、所属学級の児童生徒と一緒に学習することができたという報告も受けております。

その他、特別な配慮を要する児童生徒への学習支援として、全小中学校にipadを配備し、個々の実態や特性に応じた学習用アプリを導入して、きめ細やかな指導ができる環境づくりも進めて参りました。

しかしながら、タブレット端末を活用した授業は始まって間がないため、学校や教師によって取組状況に差があることや、授業におけるタブレット端末の活用が、必ずしも効果的とは言えない状況も見受けられます。

これらの課題につきましては、現在、月に1回実施している教員対象のICT活用のスキルアップを

答弁内容（令和3年第4回定例会）

図る研修、及び先進的かつ効果的な実践を教員同士が学び合う研修を通して解決していきたいと考えております。

次に、新聞報道等で問題となっております、児童生徒に配布したタブレット端末を使用したいじめにつきましては、現在のところ学校からそのような事案があったとの報告は受けておりませんが、未然防止の観点から、学習に必要なでない児童生徒同士のやりとりが可能となるメール機能及びチャット機能は、現在使用できないよう制限をかけております。

教育委員会といたしましては、警察や企業・保護者と連携し、情報モラル教育の充実を図ることで、SNSによるいじめを防止したいと考えております。

答弁内容（令和3年第4回定例会）

■質問者 田坂議員 ■担当 学校教育部
■質問事項 1 公共施設の適正管理について

(1) 市内小中学校に設置されている石碑について

ア 小中学校に設置されている石碑について伺う。

■質問要旨

令和3年第3回定例会でも質問したが、本市の小中学校敷地内に多数の石碑が設置されている。地域の歴史の学習に生かすとのことであるが、公共施設の適正な管理という観点から、設置の目的を達成したものなどは廃止するなど、適正に管理する必要がある。

ア 小中学校に設置されている石碑について伺う。

石碑には、5mを超える大きいものや傾いているものがあり、フェンスやガードパイプがあるものの子どもが自由に出入りできるものがある。これらの石碑について、転倒の危険性がないと判断されているのか伺う。

今後、学校敷地内にある石碑については、地域の歴史を児童生徒が学習できるものとして活かすとのことだったが、小中学校にある石碑184基のうち、これまで何校で、何基を地域の歴史学習に活かされてきたのか。また、平和学習を行なっている学校の敷地内に戦勝記念碑があることについて、所見を伺う。

前回の質問で伺った巡查駐在所新築記念碑について、現時点でこの記念碑の駐在所はなく、寄付をされた方も亡くなっており、石碑に記載されている名前も経年劣化により判読が難しい状況になっていることから、すでにこの石碑はその役割を終えていると思われ、このような石碑は他にもあると思う。学校敷地内にある石碑については、地震等を考慮した安全対策を行なうとのことだったが、このように役割を終えた石碑についても公費で安全対策を行うのか伺う。

安全対策を検討する時点で、歴史的・文化的価値や、地域の歴史を学ぶものとして活かすことなどを考慮し、残すものについては安全対策を行ない、そうでないものについては廃止すると判断すべきと考える。また、前回質問したが、公共事業などで石碑が支障となった場合にも同様の判断が必要と考えるが、所見を伺う。

全184基の石碑の中には、今後統合により閉校する学校に設置されている石碑もあると思われる。公共施設の適正管理の観点から、校舎や学校敷地の有効活用と合わせて、石碑についても、保存するもの、移転するもの、廃止するものなど方針を決定する必要があると思う。来年4月に閉校となる学校について、方針は決定されているのか。決定されていない場合は、地域の方々と協議し、早急に決定する必要があると思うが、所見を伺う。

●答弁

はじめに、石碑の安全性につきましては、今年11月16日に、長野県長野市内の小中学校において、児童が、中庭にあった石碑を抱えるようにして体重をかけた際、石碑が倒れて負傷する事故が発生したことを踏まえ、12月1日に各学校に対して、石碑を含めた門扉、塀、バックネット、防球ネット、銅像、記念碑などの学校環境における工作物及び機器等の安全確保について、児童生徒等の目線や多様な行動等も考慮して、安全性に問題のある箇所の調査をお願いしているところでございます。

調査の結果、目視等による点検では安全性の判断が困難な箇所がありましたら、必要な点検及び安全対策を実施していくこととしております。

次に、歴史学習に活用した石碑についてでございますが、石碑を歴史学習で活用した学校数および石碑の数等については把握しておりません。

戦勝記念碑につきましても、設置の詳しい経緯は把握しておりませんが、明治時代における戦争に対する国民意識の高まりによって建設されたものと思われまます。当該石碑は、公的な祭祀の対象や戦争を美化するものではないととらえているところでです。

次に、石碑の存続・移転・廃止等の判断でございますが、議員ご指摘のとおり歴史的・文化的価値等の判断を行い、残すべきものにつきましては、安全対策を実施していく必要がございます。

公共事業で支障となった石碑も含め、学校に設置してあります石碑につきましては、地域の方々の思

答弁内容（令和3年第4回定例会）

いもありますことから、住民自治協議会などをはじめ地域の方々や、石碑の関係者などと連携しながら、個別に対応を進めてまいりたいと考えております。

来年4月に統合を予定しております、西志和小学校、東志和小学校の敷地内にある石碑につきましても、移転等の方針は決まっておりませんので、今後、児童生徒の安全確保、並びに公共施設の適正管理に努めながら対応を検討してまいりたいと考えております。

答弁内容（令和3年第4回定例会）

■質問者 奥谷議員 ■担当 生涯学習部
■質問事項 2 甦れ地域の拠点、未来につながる持続可能な公共施設を目指して

（1）公共施設の有効活用について

ウ 施設の集約化等や児童・生徒減により稼働率が低下している小・中学校のグラウンド施設などについて、各種スポーツの本市の拠点とするような考えはないか、見解を伺う。

■質問要旨

施設の集約化等や児童・生徒減により稼働率が低下している小・中学校のグラウンド施設などについて、各種スポーツの本市の拠点とするような考えはないか、見解を伺う。

一つの活用策として、各種スポーツの拠点となるような考えはないか。本市では、大人から子どもまで様々なスポーツが幅広く行われているが、練習場の確保に苦慮している団体もあり、また専門性により施設に限られるため思うように活動できないなどの報告も聞き及んでいる。体育館などの施設も含めて有効活用し、新たな各種スポーツの聖地づくりを検討してはと考えるが、見解を伺う。

●答弁

学校体育施設の活用につきましては、学校教育に支障のない範囲内で市民に開放し利用していただいております。

特徴あるスポーツ施設の利活用につきましては、例えば、福富多目的グラウンドにつきましてはソフトボール、黒瀬多目的グラウンドにつきましてはサッカーの拠点として、有効に活用していただいているところでございますが、議員ご指摘のとおり、スポーツ団体から競技会場や練習場の確保に苦慮するケースがあるということは伺っております。

こうしたことから、統廃合による集約化により、廃校または、今後廃校となる学校体育施設について、その施設を有効活用することが重要であると考えております。

その方策の一つとして、競技会場や練習場の確保を考慮しつつ特定スポーツ競技の拠点化について検討し、十分に活用されていない施設をそのスポーツの聖地として位置付けをし活用できないか、来年度に調査研究や、地域の意見を踏まえて、検討してまいりたいと考えております。

答弁内容（令和3年第4回定例会）

■質問者 北林議員 ■担当 生涯学習部・健康福祉部・都市部

■質問事項 1 東広島市の健康づくり事業について
(1) 健康づくり事業と事業推進における生涯学習の考え方について

■質問要旨

エ フレイル予防に効果的と認められるウォーキングへの取組みとして、観光・スポーツ振興・公園管理・心身の健康づくりといった多岐にわたる目的で事業が捉えられている。そこで事業を実施する部局間同士の連携をどのように強化し、既存コースの整備や新たなコース指定、歩道の整備等をどのように進めてきたのか問う。

オ フレイル予防に効果的な高齢者の社会参加について、端的には地域サロンや熟年大学等への出席が考えられる。そのような学びの場は本市生涯学習推進計画の中でどのような位置づけとなるのか。

カ フレイル予防という行政から住民の皆さんに事業の投げかけを行う考え方は、生涯学習事業の組み立てそのものである。生涯学習の充実が行政課題の解決に寄与するとの考え方に対する認識を問う。

●答弁

まず、「フレイル予防に効果的と認められるウォーキングへの取組み及び部局間同士の連携について」でございます。

本市におけるウォーキングコースの設定につきましては、平成2年度に広島県により「さわやかウォーク 健康への道100選」の設定が行われ、1市5町にモデルコースの設定を行ったのが始まりとなります。

その後、市全域のウォーキングコースとしましては、小学校区の体育振興会や各地域の体育指導委員の協力のもと、平成10年度に各小学校区へのウォーキングコースの設定し、コースマップを公表するとともに、平成11年度に設定した鏡山、アクアパークのモデルコースと共に、コースの案内看板の設置を行っております。

この間、健康福祉部、都市部、生涯学習部が連携し、一つの事業として取り組んでまいったところでございます。

その後、生涯学習部では、合併後の旧町にもコース設定を行い、平成21年度までに全ての小学校区への看板設置を完了したところでございます。

また、東広島運動公園の体育館前をスタート・ゴール地点とし、総延長1,200mのコースとして常設しているアクアウォーキングロードについては、一部、車両と並走する区間もございますことから、都市部において、今年度より測量設計を行い、誰もが安全で安心してご利用いただけるよう車道と分離した新たなウォーキングコースの整備に取り組んでおります。

屋外での運動や散歩等は生活維持に効果的であることから、これらのウォーキングコースを継続的に利用し、健康づくりに取り組むことは、フレイルや生活習慣病の重症化を予防することにもつながるものでございます。

そうした観点から、健康福祉部と生涯学習部と連携した「生きがい健康体育大学」では、ウォーキング講習会をメニューに取り入れるなど、連携した健康づくりの推進に努めております。

次に、「高齢者の社会参加における本市生涯学習推進計画の位置づけ」についてでございます。

東広島市生涯学習推進計画は、市民の皆様が生涯にわたり主体的に学び、その成果を活かすことのできる環境の整備を目指し、令和元年9月策定いたしました。

この計画の主要な施策の1つとして、「人生100年時代を見据え、高齢者を対象とした講座の展開」

答弁内容（令和3年第4回定例会）

を掲げており、生涯学習センターや地域センターをはじめ、地域サロンや、社会福祉協議会の熟年大学とも連携しながら高齢者を対象とした講座を開設しております。

人生100年時代の到来を迎える中で、高齢者の皆様が、社会で活躍しながら超高齢社会での暮らしに備えていただくため、こうした学習活動に参加していただくことを促進し、フレイルの予防の柱の1つである、社会活動によるつながりをつくり、孤立化を防ぐことにもつなげていくものでございます。

こうした活動の学びの場は、核となる施設を拠点とし、様々なフィールドに広げることにより、最終的には、「市全体が学びのキャンパス」となることを目標として取り組んでまいります。

次に、「生涯学習の充実が行政課題の解決に寄与するとの考え方」についてでございます。

フレイル予防においては、行政が「社会参加・栄養・運動・口腔・睡眠」の取り組みの働きかけを行っており、この働きかけがアプローチとなり、参加者自らの活動につながることを目指しているところでございますが、生涯学習のアプローチも、この考え方に同調するものでございます。

今後は、その「自主活動への広がり」に加え、「学びが実践につながる」循環を生む施策を進めていくことに重点を置くこととしております。